

【パネルディスカッション】

地方自治体における高齢者虐待防止の取組み事例から学ぶこと

○コーディネーター

厚生労働省老健局計画課認知症対策推進室 認知症対策専門官 佐々木 健

○パネラー

志摩市における高齢者虐待防止・養護者支援の取組みについて

志摩市ふくし総合支援センター 社会福祉士 前田 小百合

調布市における高齢者虐待防止・養護者支援への取組み

(財)調布ゆうあい福祉公社 訪問事業課長 土屋 典子

経済的虐待への対応事例 ～出雲成年後見センターの活動から～

出雲市政策企画部次長（政策課長） 井上 明夫

## 志摩市における高齢者虐待防止・養護者支援 の取り組みについて

志摩市ふくし総合支援センター 社会福祉士 前田小百合

### 1. 志摩市の概要

当市は伊勢志摩国立公園内に位置し、リアス式海岸に代表される風光明媚な景色と温暖な気候に恵まれたまちである。平成16年10月1日に新市が誕生した(人口60,688人、高齢化率28.9%：平成18年4月1日現在)。

観光業、真珠養殖業などが主産業とであるが、近年は就労人口の県外流出が激しくひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているが、近親者のつながりが強く、親子3世代の同居やそれに伴う家族介護も一般的な光景である。

### 2. 虐待防止ネットワーク

#### (1) 高齢者等虐待防止ネットワーク

##### ①代表者会議

[メンバー]

大学関係者、弁護士、医師、保健所、県人権センター、警察署、権利擁護センター、介護保険施設、ケアマネジャー、民生委員、介護者、社協、行政各課

[内 容]

- 虐待防止及び支援等への対応に関する事。
- 虐待防止マニュアルの検討に関する事。
- 被虐待者のアフターケアに関する事。
- 介護者支援に関する事。
- 啓発活動及び諸課題に関する事。

##### ②権利擁護部会

[メンバー]

弁護士、医師、保健所、警察署、権利擁護センター、行政関係各課

[内 容]

- 権利侵害ケースに関する事。
- 成年後見制度利用支援事業や市長申立てに関する事。

#### (2) 「気になる家庭についてお知らせください・・・」～虐待対応協力者

[協力者]

市内金融機関(銀行、郵便局、鳥羽志摩農業協同組合、志摩の国漁業協同組合)、自治会長及び役員、民生委員、福祉委員、薬局・薬店、鳥羽警察署(協力)

[内 容]

- 虐待対応協力者証の発行（承諾書兼宣誓書の提出）
- 現在：約350人（任期3年）

(3) 「認知症になっても安心して歩けるまちづくりを！」

～徘徊高齢者見守りネットワーク

[協 力 者]

市商工会加盟業者（商店、事業所、ガソリンスタンド、タクシー運転手等）

[内 容]

- 安心ネームの配布（ひとり10枚まで無料）
- 身体的な特徴や持病などを所定の用紙に記載の上、写真を添えて市へ事前登録（鳥羽警察署と情報共有）
- 協力店は市の実施する「認知症高齢者への対応研修会」を受講した後、修了証を受け取る（修了者のいる店には、ステッカーを配布）

### 3. 虐待対応例

夏でも風が入り涼しい木造の家で、寝たきり男性（Nさん）がベッドに横たわるその部屋だけは窓も閉め切っており蒸し暑かった。妻はそのことを気にもせず、「自分で尿や便を尿瓶にできるようにしつけている。うまくできず布団を汚すことがあるので困る」と真顔で言った。

10年ほど前からNさんの暴力に悩まされ、グラスで殴られたのがもとで弱視になった妻は、自分の体調にしか関心がなかった。職員がNさんの食事状況について尋ねると、「食べさせるから大丈夫。いじめられた恨みを晴らすまでは死なせない。生かさず殺さず長生きさせなければ・・・」と言った。「入院はさせない」「ヘルパーは必要ない」という妻に、職員は「介護の負担を減らし、自分の病気から治しましょう」と説得し、ヘルパー訪問と地元開業医の往診を開始。並行して妻の身障手帳取得の手続きや移送サービスの手配を行った。また、歌や踊りが好きだという妻をいきいきサロンや介護予防事業へ誘った。

■対応のポイントだった点 介護者（被虐待者）をとことん支える！

Nさんの妻は、芸者としてあちこちを転々としていたときNさんと知り合い結婚したが、Nさんの親族には冷たくされた。Nさんが酒乱で暴力を振るうため逃げたかったが、Nさんの厚生年金が多かったことから同居を続けた。

Nさんが寝たきりになったとき、復讐をしたいという思いが強かった。激しい憎悪を責めることなく受容し、妻中心の支援を行った。視覚障害者として受けられる福祉サービス等の紹介、介護予防事業への参加を勧めるなど妻の生活の幅を広げていった結果、自分の将来に前向きになっていった。

外出する楽しみが出来、孤独感が解消されたNさんの妻は、Nさんへの執着がなくなり、入院させることに同意した。

【パネルディスカッション】

調布市における高齢者虐待防止・養護者支援への取り組み

(財)調布ゆうあい福祉公社  
訪問事業課長 土屋 典子

## 調布市における高齢者虐待防止・養護者支援への取り組み

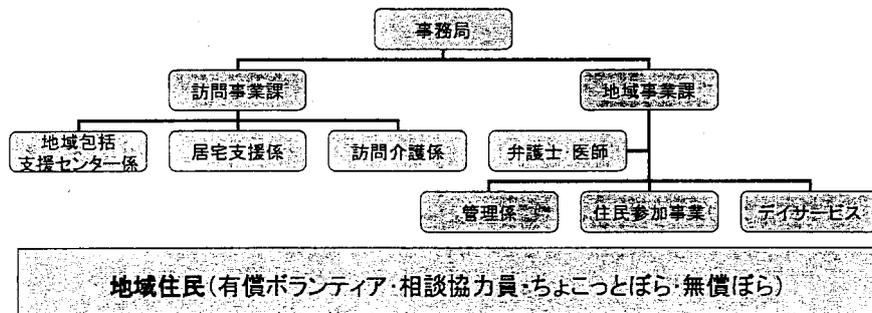
高齢者虐待防止のために  
取り組み事例から学ぶこと

財団法人 調布ゆうあい福祉公社  
土屋 典子

1

## ゆうあい福祉公社概要

- 理念: 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために、住民相互の助け合いを基盤に、必要なサービスを継続して提供する。

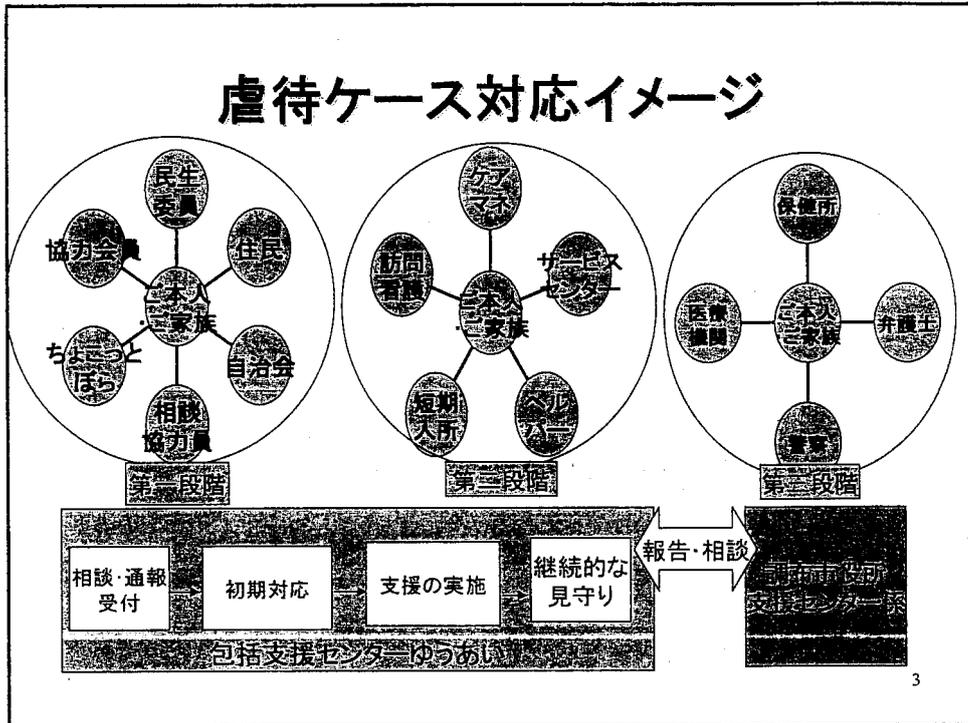


2

【パネルディスカッション】

調布市における高齢者虐待防止・養護者支援への取り組み

(財)調布ゆうあい福祉公社  
訪問事業課長 土屋 典子



## 事例概要

- ・Kさん(75歳、女性、認知症あり、介護保険未申請)
- ・6畳と台所の二間のアパートに娘(長女)夫婦およびその子(Kさんの孫)と6人で同居生活
- ・娘の夫は日中就労していたが、収入は不安定で低く、娘自身もは週2日パートに出ていた。
- ・娘はKさんが日中在宅することを許さず、Kさんは、毎日早朝から夜間9時まで戸外で過ごす生活

## 【パネルディスカッション】

調布市における高齢者虐待防止・養護者支援への取り組み

(財)調布ゆうあい福祉公社  
訪問事業課長 土屋 典子

### 関わりの経過

- 発見(地域住民)
- 相談・通報 地域住民→包括支援センター
- 情報収集・事実確認
- アセスメント・緊急性判断・支援方法検討  
担当者会議・キーコーディネーターの確認
- 支援実施  
地域での見守り/在宅での援助/施設入所

5

### 考察

- 1 発生から相談受付までに3年が経過した理由？
- 2 意思確認の困難な利用者への対応
- 3 複合問題をもつ家族への関わり方
- 4 支援に必要な諸経費の取り扱い
- 5 役割分担

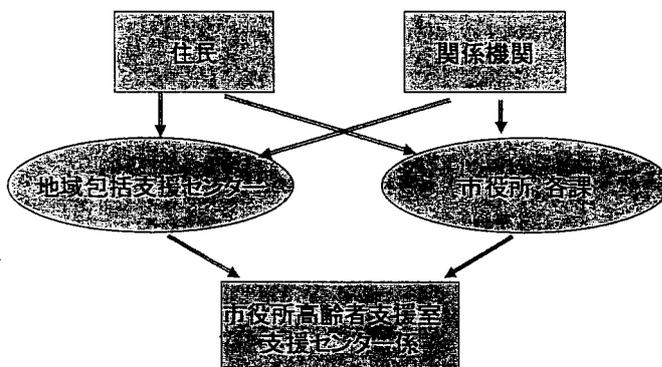
6

## 課題

- 発見・相談・通報
  - ①気づきの視点の身につけ方(住民/職員レベル)  
暴力、罵倒、無視、等が行われることへの適切な反応
- 情報収集
  - ①事実確認のスキルの取得
  - ②緊急度・重症度の見極め方
- 支援(対応・介入)
  - ①虐待者への関わり方のスキルの取得  
：アクセスの困難さと重症度との関連
  - ②組織内におけるスーパーバイズ体制の確保
  - ③関係者との連携方法の確立
- モニタリング

7

## 参考)調布市における虐待通報の経路



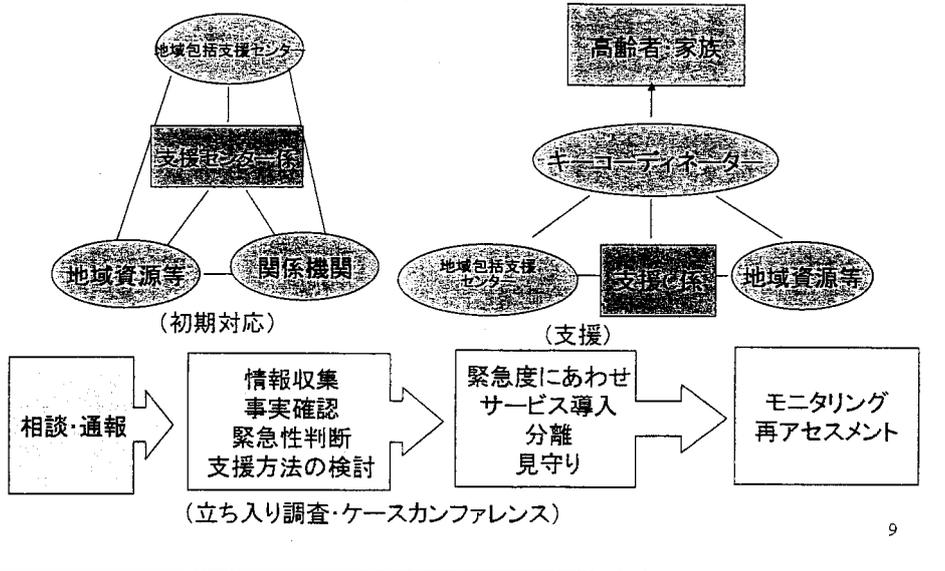
8

【パネルディスカッション】

調布市における高齢者虐待防止・養護者支援への取り組み

(財)調布ゆうあい福祉公社  
訪問事業課長 土屋 典子

### 参考) 調布市における連携・対応のイメージ



## 経済的虐待への対応事例

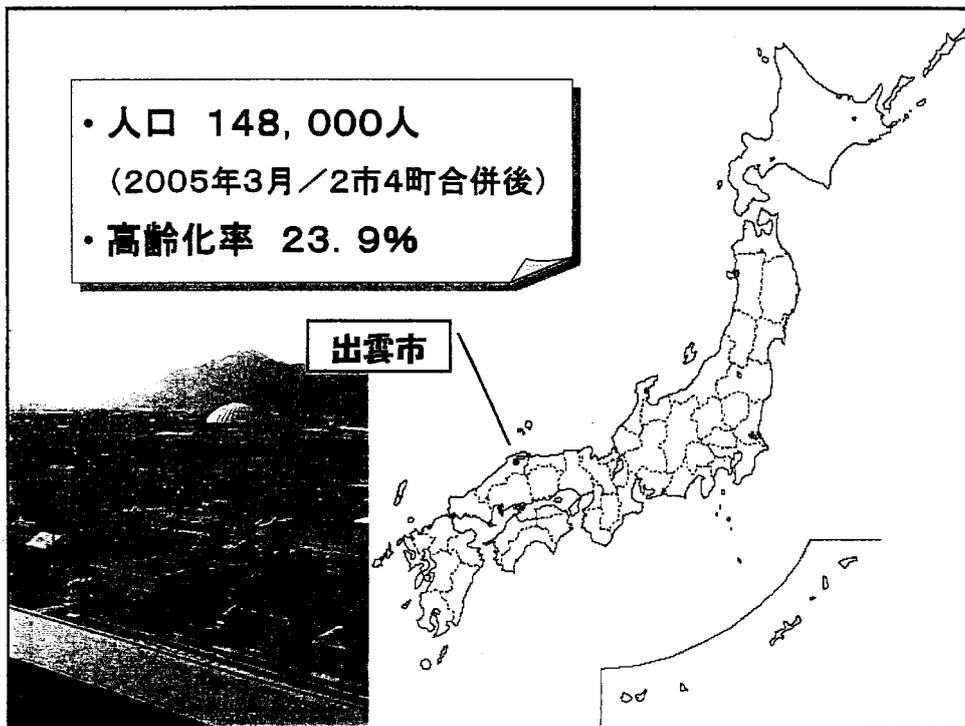
～出雲成年後見センターの活動から～



出雲市政策企画部次長  
(出雲成年後見センター会員)  
井上明夫

- 人口 148,000人  
(2005年3月／2市4町合併後)
- 高齢化率 23.9%

出雲市



## 出雲成年後見センター 設立までの経緯

- 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会で  
準備会・学習会 ～介護保険制度導入前



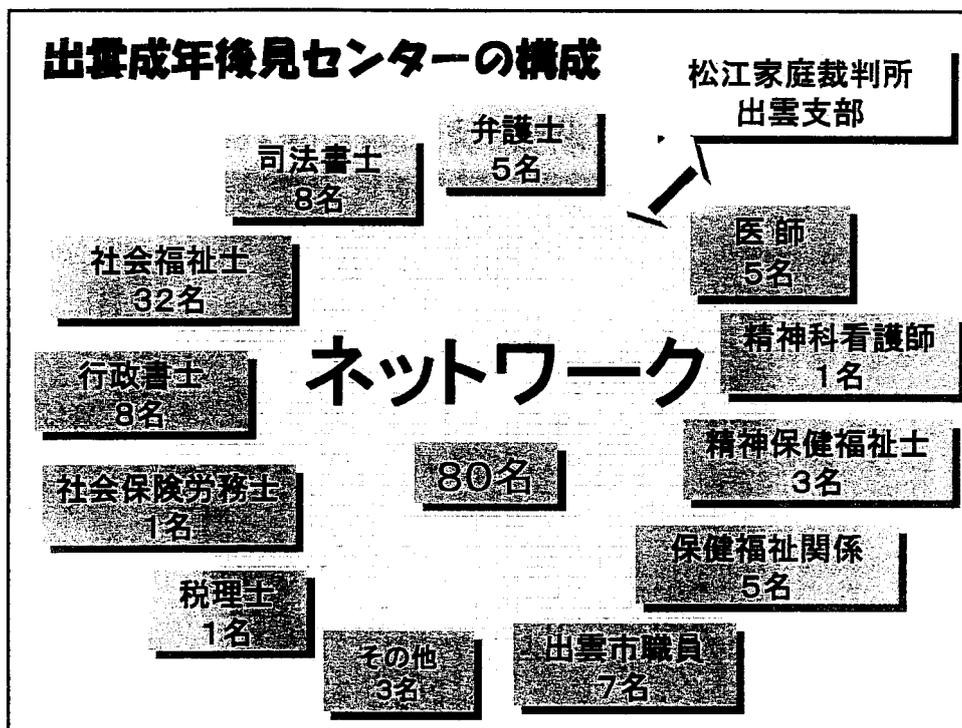
- ネットワークの必要性を共通認識



- 出雲成年後見センターを設立し、多職種に  
参加を呼びかけ

## 出雲成年後見センター

- 目的
  - － 成年後見制度に関わる者の相互支援・交流・研鑽等  
を行い、成年後見制度の発展を図る。
- 構成メンバー
  - － 弁護士・司法書士・社会福祉士・精神科医・行政書  
士・行政職員など
- 会員数
  - － 約80名
- 会費
  - － 年 6000円(月 500円)



## 出雲成年後見センター活動内容

- ・ 定例会の開催
  - － 事例検討・会員研修・課題整理など
- ・ 成年後見制度の普及・啓発活動
  - － シンポジウムの開催・講演活動等
- ・ 家庭裁判所との定期協議
- ・ 成年後見人養成講座の開催
- ・ 成年後見人候補者の推薦
- ・ 相談や出雲市長申立資料の作成

出雲市委託料  
年額120万円



定例会(月1回午後7時～9時)

## 後見等受任の状況

2006.2現在

職種・人数	後見	保佐	後見監督	保佐監督	任意後見監督	任意後見契約	合計	
弁護士	2	1	1		1	1	5	
司法書士	5	10	4	1		2	17	
社会福祉士	9	26	2		1		29	
行政書士	5	5	2		1	1	9	
税理士	1					1	1	
公務員	1	1					1	
小計	実23名	43件	9件	1件	2件	2件	5件	62件

## S施設における問題

- ・利用者本人の判断能力が不十分なときの施設サービスの契約相手は？
- ・意思疎通のできない利用者の家族から施設預り金を要求されたときの対応は？
- ・本人の年金を家族が管理し、必要な時もお金が出してもらえない。  
- などなど



成年後見人の選任の必要性

2009年8月29日 土曜日 10頁

障害者や痴呆症の高齢者の援助

連携への期待

成年後見 37人の集団申し立て

異種の専門家が手結ぶ

出雲成年後見センターとの協働

集団申し立て

出雲市は21日、高齢者福祉課で「出雲成年後見センター」の協働で実施した「出雲市域内初」の成年後見人の集団申し立て式を行った。この日は、市域内初となる37人の成年後見人が選任された。成年後見人は、認知症や高齢者の判断能力が不十分な場合、その財産や身の安全を守る役割を担う。市は、高齢者の生活を支えるために、成年後見人の選任を支援している。今回の申し立ては、市域内初となる37人の成年後見人が選任された。成年後見人は、認知症や高齢者の判断能力が不十分な場合、その財産や身の安全を守る役割を担う。市は、高齢者の生活を支えるために、成年後見人の選任を支援している。

## S施設 後見人選任状況

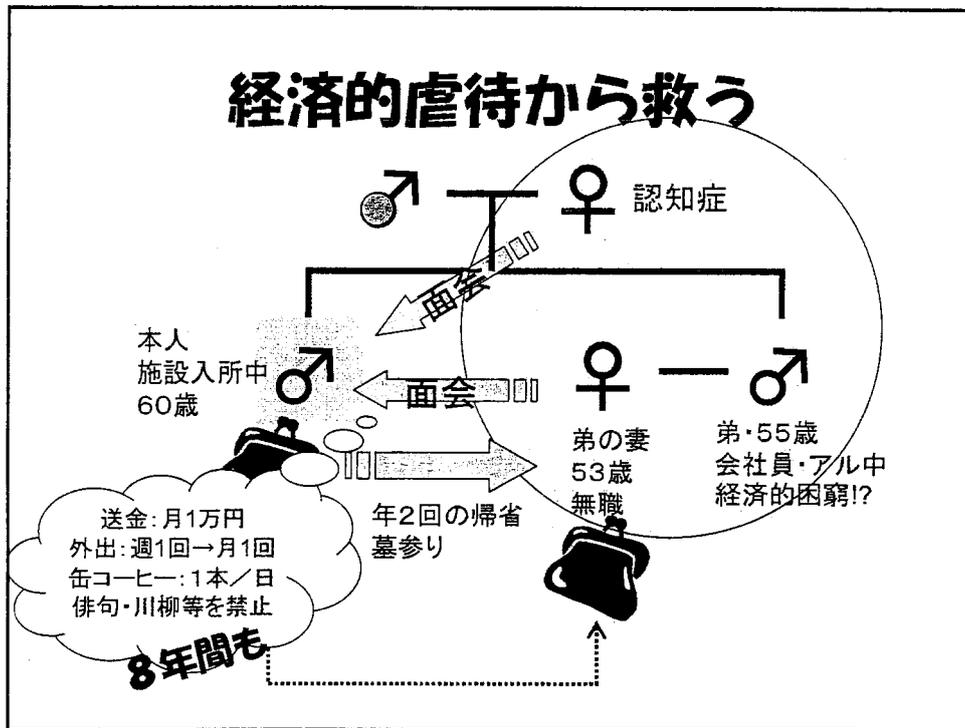
	後見候補人	後見人選任	増減
兄弟	15	14	▲1
親	7	6	▲1
配偶者	5	5	
子	4	3	▲1
親族	1	1	
知人	1	1	
第三者	4	7	+3

出雲成年後見センター会員

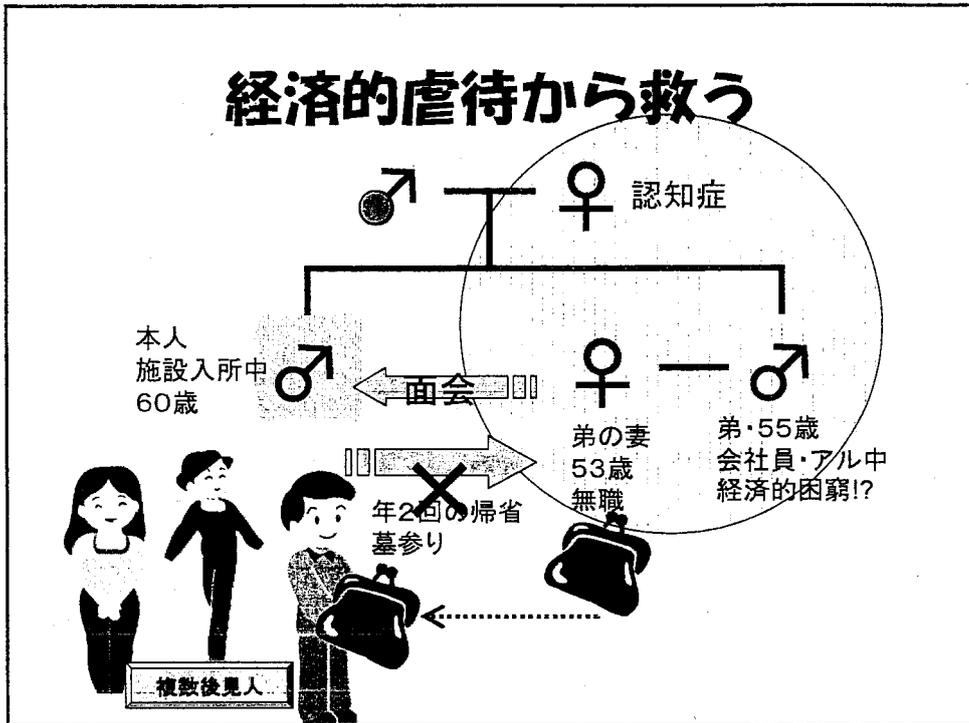
## 経済的虐待から救う

### 本人の状況

- 60歳(後見人選任時)
- 脳性小児麻痺による四肢機能障害・言語障害・知的障害(療育手帳A)
- 約30年間、施設生活を継続。
- 明るく、冗談をよく言い周りを笑わす。
- 精神状態不安定になると大声、つばを吐くなど。



- ### 経済的虐待から救う
- 申立てと審判
- ◆後見申立
    - 申立人 = 弟
    - 後見人候補者 = 弟の妻
  - ◆家庭裁判所の審判
    - 後見人 = 第三者後見人(複数)
    - 司法書士(財産管理担当)・社会福祉士2名(身上監護担当)
- 家裁調査官による綿密な調査



### 経済的虐待から救う

司法書士(財産管理)

複数後見人

社会福祉士2名(身上監護)

◆改善したこと

- 外出が頻回にできる
- 缶コーヒーが希望どおり飲める
- 俳句・川柳等の文化活動再開
- 施設ケアの改善
- フィットする

**悲願の1泊旅行が  
 実現！  
 皇居・明治神宮・  
 NHK**

## 経済的虐待から救う



司法書士(財産管理)

◆ 困ったこと

- 実家への帰省はできなくなる
- 司法書士への毎日の電話攻撃 (弟の妻)
- 本人への嫌がらせ (弟の妻)

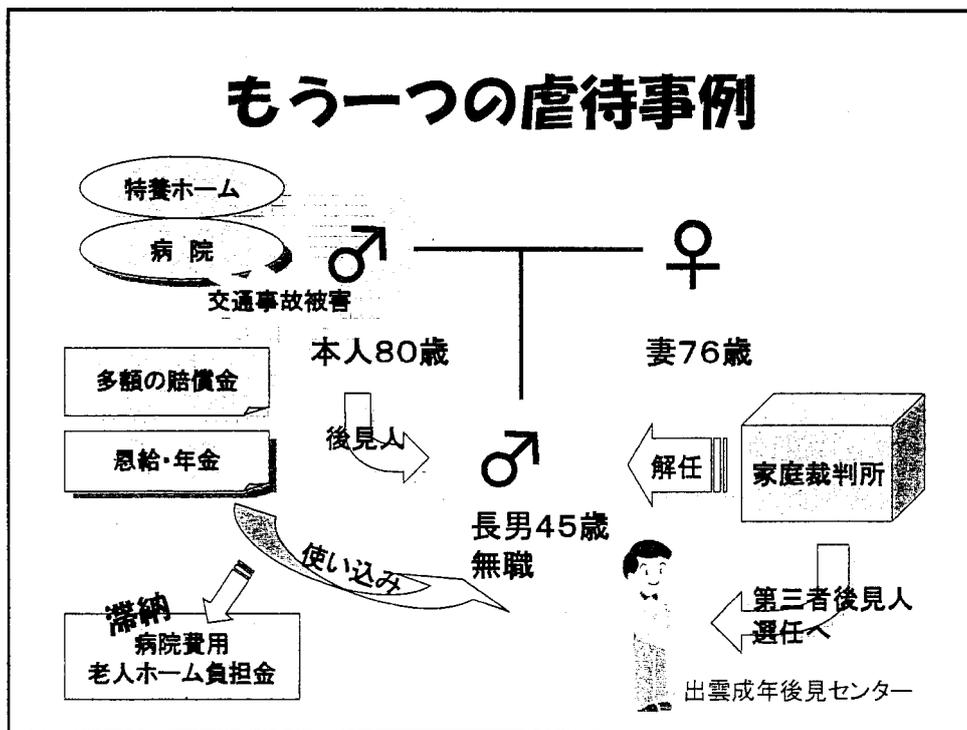
複数後見人



報酬年額  
19万円

精神状態が  
不安定に!

社会福祉士2名(身上監護)



## 【事例検討# 1】

「デイサービス利用の男性（Mさん：要介護2）のからだ全体に傷がある。本人も“毎日のように母さん（妻）に怒鳴られる”と言っている」とデイサービスセンターから地域包括支援センターへ情報提供があった。担当地区民生委員から情報収集したところ、Mさんは脳梗塞で最近10年の間に3回も倒れた既往があり、長い間、妻が家計を支えつつMさんの介護をしていることがわかった。

地域包括支援センター職員が事実確認のため、Mさんがデイサービス利用している時間帯に合わせて自宅を訪問しMさんの妻と面会した。応対した妻は、「通院している整形外科の先生から入院して膝の手術をした方がよいと言われているのに、Mの介護のためにずっと我慢してきた。10年間も介護してつらい思いをしてきたのに夫からは感謝の言葉ひとつない。なのに、Mはヘルパーが来るたびにニコニコし、デイサービスにも上機嫌で出かける。寝顔を見ていると無性に腹が立ちモップで叩いてしまうし、罵ってしまう。やめようと思ってもやめられない。私は病気かもしれない！」と嘆いた。職員が妻にMさんを一度、現在利用しているデイサービス事業所が行っているショートステイへ入所させ、少し休養してみることを提案したところ、「施設入所をきっかけに私からMが離れていってしまうかもわからんな。せっかく今まで介護してきたのに、施設に預けたら近隣に顔向けできないし……。」と心配し、この提案は受け入れてはもらえなかった。

**問1** この後、あなただったら、どのような支援や働きかけを考えますか。

・ Mさんへの支援や働きかけ

・ Mさんの妻への支援や働きかけ

**問2** あなたの地域でこのような事例が発生した場合、支援や解決に役立ちそうな資源として、どんなものが考えられますか。リストアップしてみてください。

## 【事例検討# 2】

Kさん（75歳、女性、認知症あり、介護保険未申請）は、夫が10年前に他界し、その後はもともと夫と同居していた6畳と台所の2部屋のアパートでそのまま独居で暮らしていた。4年前に娘（長女）夫婦が3人の子（Kさんの孫にあたる）を引き連れてKさんのアパートへ転がりこんできた。以来、家族6人で同居生活を送っていた。娘の夫は日中就労していたが、主に土木工事作業の現場の仕事が多く、低収入かつ不安定であった。娘自身も週2日パートに出ていたが、夫婦2人合わせた一家の収入は低所得レベルであった。娘はKさんが日中在宅することを許さなかったため、Kさんは、1年365日早朝から夜間9時まで戸外で過ごす生活を続けていた。来る日も来る日も雨の日も風の日も近所の川沿いのベンチに一日中座って過ごすKさんをしばしば目撃していた住民のひとりであるSさんが心配になって、ある日Kさんへ声をかけてみた。そうしたところ、Kさんの両腕に内出血斑があったことから、Sさんは虐待ではないかと思い地域包括支援センターへ通報した。（なお、通報時点ではKさんが認知症であることはわかっていなかった）

**問1** Kさんが4年も前から川沿いのベンチに一日中座って過ごす生活を続けていたのに、地域住民等から行政等へ誰からも連絡がなかったのはどうしてだと思いますか。

**問 2** 通報を受けた地域包括支援センター職員であるあなたが、訪問調査による事実確認をすとしたときに、以下の点についてどう考えますか。

(1) 訪問調査の目的はどんなところにあると思いますか。

(2) 訪問調査で、面接が必要な相手としてどんな人が考えられますか。

(3) 訪問調査の際に、言動や行動として気をつけなくてはいけないこととして、どんなことが考えられますか。

**問 3** もし虐待を疑う S さんからの通報がなかったら、このケースはどんな展開になったと思いますか。